

## 徳島県環境影響評価条例及び規則の見直しについて

### 1 見直しの趣旨

平成25年6月に「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が公布され、一部改正された「環境影響評価法」が平成27年6月に施行されることを踏まえ、条例及び規則の見直しを行う。

### 2 見直しの方向性

- (1) 「放射性物質」を評価項目に追加  
環境アセスメントの評価項目から除外されていた「放射性物質」を環境の構成要素として位置づけ、評価項目に加える。
- (2) 「戦略的アセスメント」の導入  
「事業の実施段階」で環境アセスメントを実施していたものを「事業の計画段階」で複数案を比較検討し、更に環境への配慮を行う。
  - ①設計段階で事業箇所（位置）や規模等について複数の計画案を設定
  - ②複数の計画案について環境への影響を比較評価し計画を決定
- (3) 「風力発電事業」を対象事業に追加

### 3 今後の予定

平成26年10月	徳島県環境審議会に諮問
11月	パブリックコメントの実施
平成27年 2月	県議会に条例案を提出
6月1日	条例施行